

令和3年度 低所得の子育て世帯に対する
子育て世帯生活支援特別給付金（その他の子育て世帯分）について

1 概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金（その他の子育て世帯分）を支給する。

2 支給対象者

次の（1）と（2）の両方に該当し、かつ、ひとり親世帯分の給付金を受給していない者

（1）所得要件 ①か②のいずれかに該当すること

① 令和3年度住民税非課税者

② 令和3年1月1日以降の家計急変者

（2）養育要件 ①から②のいずれかに該当すること

① 文京区における令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者

② ①以外の対象児童の養育者

※対象児童とは、18歳年度末までの子（障害児については20歳未満）及び令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児をいう。

3 支給額

児童一人当たり5万円

4 申請区分

（1）申請不要 令和3年度住民税世帯非課税で、令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当を受給した者（上記2（1）の①と（2）の①に該当する者）（以下「申請不要者」という。）

（2）要支給申請 上記2（1）の①及び（2）の②に該当する者と、（1）の②及び（2）の①または②に該当する者（以下「要支給申請者」という。）

5 申請期限

令和4年2月28日（月）まで

6 支給方法

（1）申請不要者

本区から案内を発送し、辞退の申し出がない場合、児童手当の指定口座に振込む。振込は令和3年7月中を予定している。

(2) 要支給申請者

申請内容を確認し支給を決定した者に対し、通知送達後、翌月に指定口座に振込む。

7 周知方法

区報（6月25日号）、区ホームページ及び個別通知により周知する。なお、個別通知は、令和3年度住民税世帯非課税で、令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当を受給した者に送付する。

8 スケジュール（予定）

令和3年	6月	児童手当受給資格者への個別通知発送 申請不要者への周知開始 補正予算
	7月	申請不要者への支給
	8月下旬	要支給申請者の受付開始、及び支給決定後順次支給
令和4年	2月末	申請受付期間終了
	3月末	口座振込手続き完了期限